

第5期横浜市子ども・子育て会議 第9回保育・教育部会
第33期横浜市児童福祉審議会 第10回保育部会 合同部会

日時：令和4年6月30日（木）18:00～

場所：市役所 18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 公開案件

(1) 【子ども・子育て会議】

ア <議事>子ども・子育て支援事業計画の点検評価について

イ <議事>令和5年4月入所に向けた保育の必要性の認定基準の一部改正について

(2) 【児童福祉審議会】

ア <報告>令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

イ <報告>新型コロナウイルス感染が発生した保育所等の状況について（令和3年度）

3 非公開案件

(1) 【子ども・子育て会議】

ア <議事>私立幼稚園等預かり保育事業実施園の認定先の審査について

(2) 【児童福祉審議会】

ア <議事>内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について

イ <議事>小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

4 その他

5 閉会

〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 令和4年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

資料4 令和3年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検評価について

資料5 令和5年4月入所に向けた保育の必要性の認定基準の一部改正について

資料6 令和5年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

資料7 新型コロナウイルス感染が発生した保育所等の状況について（令和3年度）

第 5 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 33 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

＜第 5 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

| | 所 属 ・ 役 職 等 | 委 員 | 備考 |
|----|--|--------|------|
| 1 | 大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授 | ◎石井 章仁 | |
| 2 | 東京成徳短期大学 幼児教育科 教授 | 大澤 洋美 | 臨時委員 |
| 3 | 一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長 | 大庭 良治 | |
| 4 | 子どもの領域研究所 所長 | 尾木 まり | 臨時委員 |
| 5 | 公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長 | 清水 純也 | |
| 6 | 一般社団法人ラシク 0 4 5 | 天明 美穂 | 臨時委員 |
| 7 | 横浜市 P T A 連絡協議会 副会長 | 倉根 美帆 | 臨時委員 |
| 8 | 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長 | 石山 亜紀子 | 臨時委員 |
| 9 | 横浜障害児を守る連絡協議会 会長 | 森 佳代子 | 臨時委員 |
| 10 | 國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授 | ○山瀬 範子 | 臨時委員 |

＜第 33 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

| | 所 属 ・ 役 職 等 | 委 員 | 備考 |
|----|--|--------|------|
| 1 | 大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授 | ◎石井 章仁 | |
| 2 | 東京成徳短期大学 幼児教育科 教授 | 大澤 洋美 | 臨時委員 |
| 3 | 一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長 | 大庭 良治 | |
| 4 | 子どもの領域研究所 所長 | 尾木 まり | 臨時委員 |
| 5 | 公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長 | 清水 純也 | 臨時委員 |
| 6 | 一般社団法人ラシク 0 4 5 | 天明 美穂 | |
| 7 | 横浜市 P T A 連絡協議会 副会長 | 倉根 美帆 | 臨時委員 |
| 8 | 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長 | 石山 亜紀子 | |
| 9 | 横浜障害児を守る連絡協議会 会長 | 森 佳代子 | |
| 10 | 國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授 | ○山瀬 範子 | |

◎：部会長 ○：職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

| 区分 | 所 属 | 氏 名 |
|------------------|------------------------|--------|
| 部長 | 保育・教育部長 | 齋藤 真美奈 |
| | 保育対策等担当部長 | 本城 泰之 |
| 課長 | 企画調整課長 | 田口 香苗 |
| | 保育・教育支援課長 | 小田 繁治 |
| | 保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長 | 野澤 裕美 |
| | 保育・教育運営課長 | 古石 正史 |
| | 保育・教育運営課担当課長 | 真舘 裕子 |
| | 保育・教育認定課長 | 大槻 彰良 |
| | 保育対策課長 | 渡辺 将 |
| | 保育対策課担当課長 | 大島 範子 |
| | 保育対策課担当課長 | 岡崎 有希 |
| | こども施設整備課長 | 安達 友彦 |
| 係長 | 企画調整課 担当係長 | 生野 元康 |
| | 保育・教育支援課 事業調整係長 | 佐藤 真知 |
| | 保育・教育支援課 担当係長 | 古林 直樹 |
| | 保育・教育運営課 担当係長 | 高橋 耕次郎 |
| | 保育・教育運営課 幼児教育係長 | 杉浦 さおり |
| | 保育・教育認定課 担当係長 | 小椋 亮 |
| | 保育・教育認定課 担当係長 | 萩谷 靖子 |
| | 保育対策課 担当係長 | 槇村 瑞光 |
| | 保育対策課 担当係長 | 湯淺 真弥 |
| | こども施設整備課 担当係長 | 佐藤 洋平 |
| | こども施設整備課 整備等担当係長 | 吉池 美奈 |
| | こども施設整備課 整備等担当係長 | 濱島 亮平 |
| こども施設整備課 整備等担当係長 | 後藤 崇 | |



令和 4 年 5 月 11 日
こども青少年局保育対策課

令和 4 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について

- 令和 4 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、11 人となりました。
- 保育所等利用申請者数は 73,538 人、保育所等の利用児童数は 70,601 人でした。
なお、ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は 2,937 人で、うち 1,290 人が育児休業の延長を希望されている方でした。
- 保留児童の状況や大規模開発等を見据えた地域のニーズを詳細に把握・分析し、既存の資源を最大限活用したうえで保育ニーズの高い地域を重点に必要な施設・事業を整備するなど、待機児童対策を進めていきます。さらに、喫緊の課題である保育士等の確保について、採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

| 区分 | R2年4月 | R3年4月 | R4年4月 | R4-R3 |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 就学前児童数 | 171,503 | 165,549 | 160,784 | ▲ 4,765 |
| 保育所等利用申請者数(A) | 71,933 | 72,527 | 73,538 | 1,011 |
| 利用児童数(B) | 68,512 | 69,685 | 70,601 | 916 |
| 保留児童数(C) = (A) - (B) | 3,421 | 2,842 | 2,937 | 95 |
| 横浜保育室等入所数(D) | 661 | 455 | 437 | ▲ 18 |
| 横浜保育室・川崎認定保育園 | 152 | 107 | 58 | ▲ 49 |
| 幼稚園等預かり保育 | 92 | 87 | 105 | 18 |
| 事業所内保育施設・企業主導型保育事業 | 229 | 145 | 140 | ▲ 5 |
| 年度限定保育事業 | 119 | 75 | 85 | 10 |
| 一時保育等 | 69 | 41 | 49 | 8 |
| 育休関係(E)(*1) | 1,265 | 1,435 | 1,666 | 231 |
| 育児休業の延長を希望されている方 | 859 | 1,124 | 1,290 | 166 |
| 育児休業の延長を許容できる方 | 406 | 311 | 376 | 65 |
| 求職活動を休止している方(F)(*2) | 214 | 101 | 116 | 15 |
| 特定保育所等のみの申込者など(G)(*3) | 1,254 | 835 | 707 | ▲ 128 |
| 待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)] | 27 | 16 | 11 | ▲ 5 |

(*) 補足説明

- *1 育休関係：4月1日に育児休業を取得されており当面復職の意思がないことを確認できた方。育児休業は原則として子が1歳に達するまで取得できるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長が可能。
- *2 主に自宅において求職活動をされている方
- *3 特定保育所等のみの申込者など：申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童・保留児童ともに低年齢児が全体の9割以上を占めています。

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
|-------|---------------|-----------------|---------------|--------------|-------------|-------------|------------------|
| 待機児童数 | 4人 36.4% | 5人 45.5% | 2人 18.2% | 0人 0.0% | 0人 0.0% | 0人 0.0% | 11人 100.0% |
| 保留児童数 | 697人 23.7% | 1,654人 56.3% | 364人 12.4% | 142人 4.8% | 54人 1.8% | 26人 0.9% | 2,937人 100.0% |

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童では、Bランク、Cランクの方が多く、7割以上を占めています。

| | A | B | C | D | E | F | G以下 | 計 |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|---------------|
| R4年4月 | 1人 9.1% | 4人 36.4% | 4人 36.4% | 1人 9.1% | 1人 9.1% | 0人 0.0% | 0人 0.0% | 11人 100.0% |

※ランクについては、8ページの参考資料4をご参照ください。

(4) 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園906園のうち、324園(2,125人)で定員外入所を実施している一方、482園(3,387人)で定員割れが生じています。

| | 定員外入所数 | | | 定員割れ人数 | | | |
|-----|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|------|
| | R3年4月 (A) | R4年4月 (B) | 差引 (B-A) | R3年4月 (A) | R4年4月 (B) | 差引 (B-A) | |
| 施設数 | 364園 | 324園 | ▲40園 | 475園 | 482園 | 7園 | |
| 人数 | 2,293人 | 2,125人 | ▲168人 | 3,085人 | 3,387人 | 302人 | |
| 内訳 | 0歳児 | ▲103人 | ▲46人 | 57人 | 639人 | 731人 | 92人 |
| | 1・2歳児 | 1,292人 | 1,167人 | ▲125人 | 317人 | 365人 | 48人 |
| | 3～5歳児 | 1,104人 | 1,004人 | ▲100人 | 2,129人 | 2,291人 | 162人 |

※市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠は、開所後2年間は定員割れの算定から除く。
 ※各施設の総定員数に対して利用児童数が上回っている場合を定員外入所、下回っている場合を定員割れとして集計。

2 令和4年度の待機児童対策の取組

(1) 整備量内訳

凡例：【R3】令和3年度実績 【R4】令和4年度予算

地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で受入枠が不足する地域では新規整備を行うなど、市全体で1,290人分の受入枠を確保します。

| 取組 | 【R3】 | 【R4】 |
|------------------------|-----------------|--------|
| I 既存の保育・教育資源の活用 | | |
| 既存施設での定員拡大 | 171人 | 50人 |
| II 保育所等の新規整備 | | |
| 認可保育所 | 575人 | 584人 |
| 横浜保育室の認可移行支援等 | 83人 | 57人 |
| 認定こども園 | 220人 | 116人 |
| 地域型 保育事業 | 小規模保育事業 163人 | 419人 |
| | 家庭的保育事業 - | 10人 |
| III その他 | | |
| 横浜保育室から小規模保育事業への移行による減 | - | ▲54人 |
| 幼稚園等での預かり保育の拡充 | 171人 | 108人 |
| 企業主導型保育事業 | 102人 | - |
| 合計 | 1,485人 | 1,290人 |

(2) 既存の保育・教育資源の活用

保育ニーズの高い1歳児の受入れ枠拡大、年度限定保育事業、幼稚園等での預かり保育や2歳児受入れなど、既存資源を最大限活用し、多様化する保育ニーズに対応します。また、保育・教育コンシェルジュを中心とした保育を希望する方へのきめ細かい相談支援や、小規模保育事業等の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

【令和4年度の重点取組】

・保育ニーズの高い1歳児の受入れ枠拡大【新規・拡充】

保育ニーズの高い1歳児の受入れ枠を拡大するため、既存施設において、引き続き1歳児の定員増に加えて、比較的余裕のある0歳児の定員削減に助成を行うとともに、新たに3～5歳児の定員を削減し、1歳児受入れ枠を拡大する場合にも補助を実施し、保育ニーズに合わせた定員構成の見直しを進めます。

さらに、保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、中規模な改修費用（老朽化した設備等の改修費用）への新たな補助を実施し、あわせて1、2歳児受入れ枠を拡大するための加算をモデル実施します。

(3) 保育所等の新規整備

既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、大規模な宅地開発などによりなお受入れ枠が不足する地域については、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備します。

【主な整備】

| | | |
|------------|----------------------------|----------------------------|
| 認可保育所の整備 | <u>【R4】 584人（新規整備12か所）</u> | <u>【R3】 575人（新規整備12か所）</u> |
| 認定こども園の整備 | <u>【R4】 116人（6か所）</u> | <u>【R3】 220人（4か所）</u> |
| 小規模保育事業の整備 | <u>【R4】 419人（19か所）</u> | <u>【R3】 163人（10か所）</u> |

(4) 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保

依然として保育士等の確保が困難な状況です。これから保育者を目指す方に本市の保育の魅力を感じてもらふことや、保育者が自信と誇りをもって長く働ける職場環境の構築に向けて、事業者が実施する採用と定着の取組への支援の継続、充実を図ります。

【令和4年度の重点取組】

・保育士確保に向けた横浜の保育PR強化【拡充】

養成校の学生等に向けて、インスタグラム等を活用して「横浜で保育士として働く魅力」のPRを強化します。

・離職防止のための相談窓口の設置【新規】

保育士等が労働環境等で悩んだ際に、保育士等の不安を解消し、離職防止を図るため、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置します。

・保育士宿舍借上げ支援事業【拡充】

市内保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を行います。（申請件数 【R4】 4,465戸 【R3】 4,047戸）

・幼稚園教諭等住居手当補助事業【拡充】

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

（補助対象教諭等数 【R4】 416人 【R3】 232人）

・処遇改善【拡充】

引き続き、国の「処遇改善等加算Ⅱ」に併せて経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善を実施します。また、新たに国が行う「処遇改善臨時特例事業」に合わせ、市として定める職員配置を満たすために市独自で行っている加算に係る部分等について、上乗せして処遇改善を行います。

(5) 質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるため、研修・研究の実施による保育士等の人材育成や、監査や運営指導の実施などにより、保育の質の確保・向上を図ります。

【令和4年度の重点取組】

・「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践【拡充】

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。

また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。

・医療的ケア児の受入れ推進【新規・拡充】

保育・教育施設で 医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定 します。さらに、医療的ケア児の受入れ体制を確保するための看護師雇用経費の拡充 を行います。

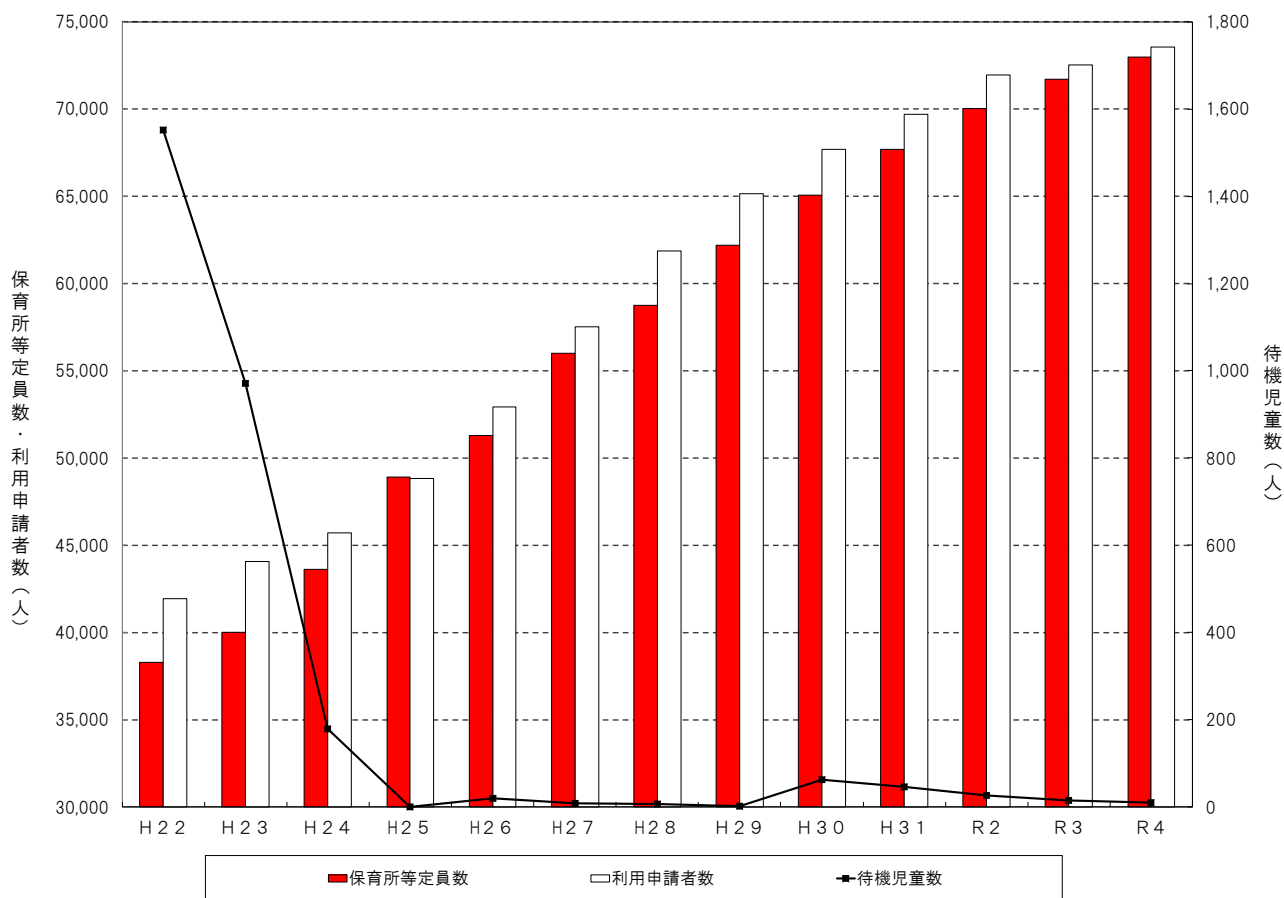
参考資料 1

令和4年度 区別保育所等の待機状況 —令和3年度との比較—

| 区名 | 令和3年4月1日現在 | | | | | | 令和4年4月1日現在 | | | | | |
|------|-------------------|-------------|------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|------------------|------------------|-------------------|
| | 就学前 児童数 (人) | 施設数 (か所) | 定員数 (人) | 利用 児童数 (人) | 保留 児童数 (人) | 待機児童 総数 (人) | 就学前 児童数 (人) | 施設数 (か所) | 定員数 (人) | 利用 児童数 (人) | 保留 児童数 (人) | 待機児童 総数 (人) |
| 鶴見 | 14,151 | 114 | 7,275 | 7,066 | 154 | 1 | 13,424 | 115 | 7,341 | 7,023 | 136 | 0 |
| 神奈川 | 10,885 | 84 | 5,325 | 5,177 | 222 | 0 | 10,609 | 86 | 5,499 | 5,213 | 190 | 0 |
| 西 | 4,751 | 37 | 1,956 | 1,934 | 131 | 1 | 4,613 | 39 | 2,105 | 1,994 | 75 | 0 |
| 中 | 5,661 | 45 | 2,310 | 2,201 | 89 | 2 | 5,310 | 46 | 2,382 | 2,161 | 76 | 0 |
| 南 | 7,105 | 48 | 2,925 | 3,053 | 126 | 1 | 6,886 | 48 | 2,939 | 3,053 | 160 | 2 |
| 港南 | 8,498 | 59 | 3,820 | 3,540 | 182 | 2 | 8,482 | 60 | 3,854 | 3,613 | 201 | 3 |
| 保土ヶ谷 | 8,348 | 55 | 3,744 | 3,614 | 125 | 0 | 8,003 | 55 | 3,776 | 3,684 | 158 | 1 |
| 旭 | 9,925 | 66 | 3,998 | 4,001 | 155 | 0 | 9,675 | 67 | 4,013 | 4,034 | 213 | 0 |
| 磯子 | 7,247 | 47 | 2,957 | 3,096 | 120 | 0 | 7,026 | 47 | 2,972 | 3,160 | 141 | 0 |
| 金沢 | 7,463 | 45 | 3,153 | 3,184 | 93 | 0 | 7,083 | 45 | 3,151 | 3,141 | 114 | 0 |
| 港北 | 18,179 | 140 | 8,933 | 8,757 | 356 | 5 | 17,677 | 149 | 9,291 | 9,014 | 337 | 4 |
| 緑 | 8,679 | 61 | 3,571 | 3,548 | 140 | 1 | 8,443 | 61 | 3,537 | 3,523 | 154 | 0 |
| 青葉 | 13,972 | 88 | 5,365 | 5,003 | 206 | 0 | 13,697 | 90 | 5,348 | 5,088 | 219 | 0 |
| 都筑 | 11,008 | 66 | 4,325 | 3,876 | 121 | 0 | 10,585 | 68 | 4,397 | 3,957 | 175 | 0 |
| 戸塚 | 13,666 | 91 | 5,595 | 5,567 | 322 | 3 | 13,416 | 97 | 5,858 | 5,766 | 238 | 1 |
| 栄 | 4,667 | 24 | 1,665 | 1,731 | 92 | 0 | 4,704 | 25 | 1,655 | 1,770 | 136 | 0 |
| 泉 | 6,408 | 45 | 2,964 | 2,635 | 124 | 0 | 6,312 | 46 | 3,009 | 2,645 | 120 | 0 |
| 瀬谷 | 4,936 | 31 | 1,817 | 1,702 | 84 | 0 | 4,839 | 32 | 1,839 | 1,762 | 94 | 0 |
| 合計 | 165,549 | 1,146 | 71,698 | 69,685 | 2,842 | 16 | 160,784 | 1,176 | 72,966 | 70,601 | 2,937 | 11 |

参考資料2

待機児童数等の推移



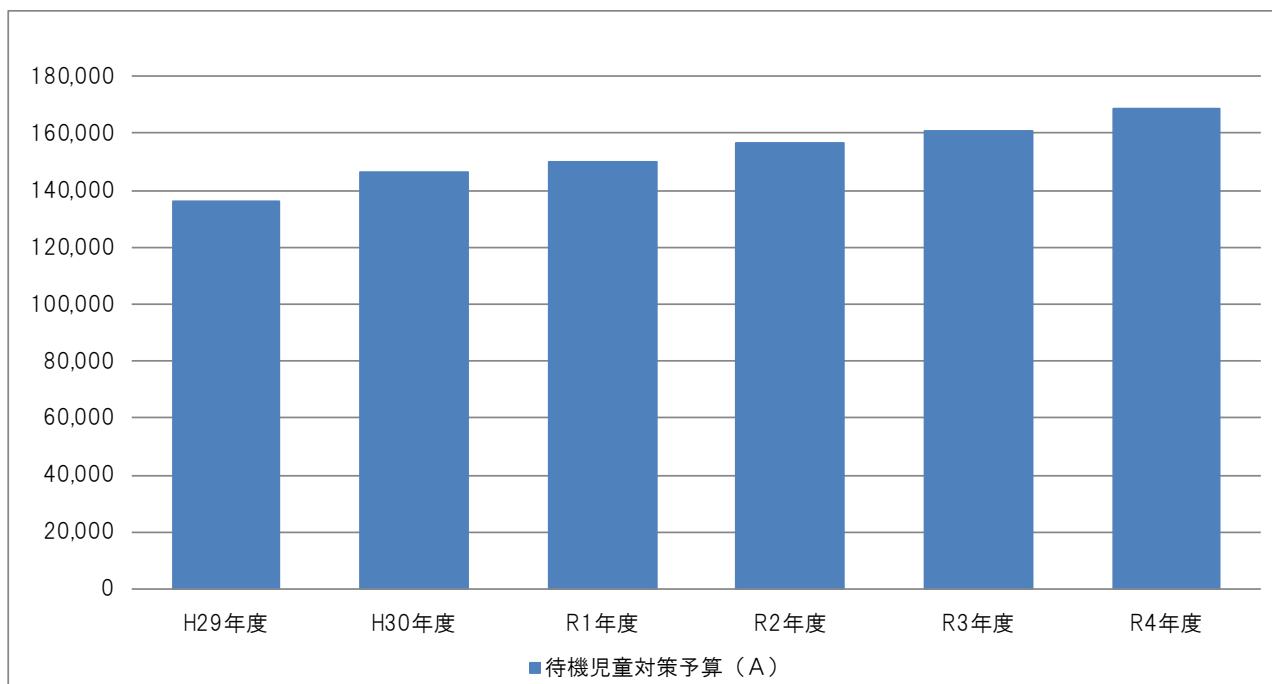
| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保育所等施設数 | 436 | 459 | 507 | 580 | 611 | 797 | 868 | 938 | 1,005 | 1,063 | 1,106 | 1,146 | 1,176 |
| 保育所等定員数 | 38,295 | 40,007 | 43,607 | 48,916 | 51,306 | 56,022 | 58,754 | 62,181 | 65,056 | 67,689 | 70,015 | 71,698 | 72,966 |
| 就学前児童数 (A) | 193,584 | 192,861 | 191,770 | 190,106 | 188,540 | 187,595 | 185,564 | 182,511 | 178,905 | 175,243 | 171,503 | 165,549 | 160,784 |
| 利用申請者数 (B) | 41,933 | 44,094 | 45,707 | 48,818 | 52,932 | 57,526 | 61,873 | 65,144 | 67,703 | 69,708 | 71,933 | 72,527 | 73,538 |
| 申請率 (B/A) | 21.7% | 22.9% | 23.8% | 25.7% | 28.1% | 30.7% | 33.3% | 35.7% | 37.8% | 39.8% | 41.9% | 43.8% | 45.7% |
| 利用児童数 | 38,331 | 40,705 | 43,332 | 47,072 | 50,548 | 54,992 | 58,756 | 61,885 | 64,623 | 66,477 | 68,512 | 69,685 | 70,601 |
| 保留児童数 | 3,602 | 3,389 | 2,375 | 1,746 | 2,384 | 2,534 | 3,117 | 3,259 | 3,080 | 3,231 | 3,421 | 2,842 | 2,937 |
| 待機児童数 | 1,552 | 971 | 179 | 0 | 20 | 8 | 7 | 2 | 63 | 46 | 27 | 16 | 11 |

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

参考資料 3

平成 29 年度から令和 4 年度の待機児童対策予算の変遷



(単位：百万円)

| 年度 (当初予算額) | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 待機児童対策予算 (A) | 136,166 | 146,229 | 149,869 | 156,437 | 160,854 | 168,756 |
| うち保育所等運営費予算 | 122,633 | 133,525 | 137,198 | 143,613 | 148,415 | 156,572 |
| 横浜市一般会計予算 (B) | 1,645,892 | 1,730,007 | 1,761,506 | 1,740,016 | 2,007,261 | 1,974,874 |
| (A) / (B) | 8.3% | 8.5% | 8.5% | 9.0% | 8.0% | 8.5% |

参考資料 4

利用調整基準

| (基準の考え方) | | |
|--|--|-----|
| ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。 | | |
| ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 | | |
| ※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。 | | |
| ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。 | | |
| ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。 | | |
| 父・母が保育できない理由、状況 | | ランク |
| 1 就労 | 月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。 | A |
| | 月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。 | B |
| | 月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。 | C |
| | 月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。 | D |
| | 月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。 | E |
| | 就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。 | F |
| 2 産前産後 | 出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。 (多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。) | G |
| 3 (1) 病気・けが | 入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。 | A |
| | 通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。 | C |
| | 通院加療を行い、保育が必要な場合。 | E |
| 3 (2) 障害 | 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。 | A |
| | 身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。 | B |
| | 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。 | E |
| 4 親族の介護 | 臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。 | A |
| | 重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。 | B |
| | 病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。 | C |
| | 病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。 | F |
| 5 災害の復旧への従事 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。 | A |
| 6 通学 | 就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。 | E |
| 7 求職中 | 求職中。 | H |
| 8 ひとり親世帯等 | ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。 | A |
| 9 保育士 | 世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。 | A |
| 10 市外在住 | 横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。 | I |
| 11 その他 | 児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。 | ※1 |

お問合せ先

こども青少年局保育対策課長

渡辺 将

Tel 045-671-3955

令和3年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

（1）進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値・想定事業量に対する進捗状況を4段階で評価します。

※コロナ禍による事業の中止・縮小などの状況等を踏まえて総合的に評価

| | |
|----------------|-----------------|
| A：計画以上に進んでいる。 | B：計画どおりに進んでいる。 |
| C：計画より若干遅れている。 | D：計画より大幅に遅れている。 |

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

| |
|--|
| A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。 |
| B：市民生活等を向上させることができた。 |
| C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。 |
| D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。 |

（2）今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 点検・評価の今後の予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

| 各部会 | 所掌する基本施策 |
|---------|---------------------|
| 子育て部会 | 基本施策1及び4の一部、基本施策5～9 |
| 保育・教育部会 | 基本施策1及び4の一部 |
| 放課後部会 | 基本施策2の一部 |
| 青少年部会 | 基本施策2の一部及び3 |

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

■これまでの主な取組

○増加する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、受入枠が不足する地域では新規整備を行うなど、新たに1,485人分の受入枠を確保しました。また、保育所等においてWEB会議システムを利用した保育士等の採用活動を行うためのICT環境の改善支援や、民間事業者のWEBサイトを活用した保育所等の魅力や求人情報を発信を新たに行うなど、保育者確保に取り組みました。

○横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」のポイントを分かりやすく伝えるための動画を作成し、本市ウェブサイトやYouTubeで公開するとともに、乳幼児健診会場の待合スペース等で放映するなど保護者や地域の方に向けた周知も行いました。

○新型コロナウイルスの感染症対策を行いながら保育の提供を行う保育所等に対し、保育士の業務負担軽減を図るため、ICT等を活用した業務システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助しました。

○幼児期の教育と小学校教育の互いの良さを取り入れ、一人ひとりの育ちや学びをつなぐ接続期カリキュラムの推進に向けて、「よこはま☆保育・教育宣言」に基づく事例などをまとめた「接続期カリキュラム実践事例集第8集」を刊行しました。

○理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて新たに5つの事業者を選定するとともに、保護者の利便性向上に向け、一時預かりの予約システムを構築しました。また、経済的に負担なく利用できる環境を整備するため、新たにひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)に対する利用料減免制度を創設しました。

■取組による成果

○保育所等利用申請者数が過去最大の73,538人となる中、令和4年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は11人(対前年比で5人減)となりました。

○施設長研修や園内研修・研究サポーター派遣などにより、各保育所等での園内研修・研究の取組が進み、人材育成や課題解決につながりました。また、幼保小連携を推進することで学びや育ちの連続性を保障する取組が充実し、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力が小学校でも発揮できる環境づくりにつながっています。

○通常の保育では対応することができない多様な保護者のニーズに対する子育て支援として特別保育事業(一時預かり、乳幼児一時預かり等)を実施することで、保護者の育児不安や負担を軽減することに寄与しています。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

○待機児童解消に向け、既存施設においては保育ニーズの高い1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、新たに、保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、中規模改修費用への新たな補助を実施し、あわせて1、2歳児受入れ枠を拡大するための加算をモデル実施するなど、既存の保育・教育資源の活用を進めます。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,290人の受入枠を確保します。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。

○「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。

○保育・教育施設で医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定するとともに、医療的ケア児の受入体制を確保するための看護師雇用経費の拡充を行い、医療的ケア児の受入れを推進します。

○依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舍借上げ支援事業等を実施するとともに、新たに、養成校の学生等に向けて、インスタグラム等を活用して横浜で保育士として働く魅力のPRを強化します。また、保育士等が労働環境等で悩んだ際に、保育士等の不安を解消し、離職防止を図るため、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置するなど、保育者確保に向けた採用・定着に係る取組の継続・充実を図ります。

○特別保育事業(一時預かり、乳幼児一時預かり等)について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供するとともに、一時預かり事業の予約オンラインシステムについて、さらなる保護者の利便性の向上に向け、対象施設や施設情報の充実を図ります。

<指標>

| No. | 施策 | 指標 | 計画策定時 (平成30年度) | R6年度 | R3年度 | R3年度実績 (R4年3月末時点) | R3年度 進捗状況 | 所管課 |
|-----|----|-----------------------|-------------------|--------------|------|----------------------|--------------|----------|
| 1 | 1 | 保育所待機児童数 | 46人 【平成31年4月】 | 0人 【毎年4月】 | - | 11人 【令和4年4月】 | C | 保育対策課 |
| 2 | 1 | 園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合 | 20%(累計) | 51%(累計) | - | 30%(累計) | B | 保育・教育支援課 |

<主な事業・取組>

| No. | 施策 | 確保 方策 | 事業・取組名 | 想定事業量 | 計画策定時 (平成30年度) | R6年度 | R3年度 ※確保方策に☆ | R3年度実績 (R4年3月末時点) | R3年度 進捗状況 | R3年度の取組 | R3年度予算額 (千円) | 有効性 | 利用者・実施事業者の意見・評価 | 今後の展開 | 所管課 |
|-----|----|----------|---------------------------------------|----------------------------|-------------------|-----------|-----------------|------------------------|--------------|--|-----------------|-----|---|-------|----------|
| 1 | 1 | | 保育・幼児教育研修及び研究事業 | 保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む) | 27,369人/年 | 30,000人/年 | - | 18,945人/年 | B | ・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設に加え、居宅訪問型・ベビーシッターに勤務する職員等を対象として研修を実施した。 ・局研修実施にあたっては、コロナ禍であったため、集合型とオンライン(Zoom、動画配信)を併用し、ほぼ計画どおり実施した(局研修:9,769人)。 ・区連携研修の実地研修については、人数制限をしながら実施するなどの工夫をした。(区連携研修:9,176人)。 ・研修参加者数は、計画策定時に比べ減少しているものの、前年度(9,494人)より増加した。 | 91,105千円 | A | ・研修参加者からは、「子どもの姿を語り合う関係性」「子ども主体の保育」などの重要性がわかった。子ども中心の保育実践につながっている。オンライン研修は始め不安であったが、慣れてくると参加しやすくなったという意見が寄せられた。 (研修実施後のアンケートより) | 推進 | 保育・教育支援課 |
| 2 | 1 | | 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進 | 保育・教育宣言事例掲載事例数 | - | 30事例 | - | 10事例(2か年) (R3年度4事例) | B | ・園内研修リーダー育成研修受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を周知するための動画を対象者別に作成し、ホームページで公表した(保育・教育施設向け、保護者・地域向け)。また、親しみやすい内容となるようPRキャラクターを作成し周知を図った。 | 3,304千円 | B | ・研修参加者からは、園内研修が少人数でできること、ブックレットの写真や問いを見ながら語り合うことが学びになることを知り、気軽に園内研修を実施するきっかけになる。 ・宣言研修修了者からは、自分の園でも子どもの姿を通して日々の保育を振り返り、保育を充実させたい、楽しみたいという前向きな感想が多かった。 (研修実施後のアンケートより) | 推進 | 保育・教育支援課 |

| No. | 施策 確保 方策 | 事業・取組名 | 想定事業量 | 計画策定時 (平成30年度) | R6年度 | R3年度 ※確保方策に☆ | R3年度実績 (R4年3月末時点) | R3年度 進捗状況 | R3年度 の取組 | R3年度予算額 (千円) | 有効性 | 利用者・実施事業者の意見・評価 | 今後の展開 | 所管課 |
|-----|----------------|---------------------------|--------------------------|--|------------------------|---|---|--------------|---|---------------------------------|-----|--|-------|----------|
| 3 | 1 | 園内研修・研究の推進 | ①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数 | ①- ②210園(累計) | ①240園(累計) ②642園(累計) | - | ①60園(累計) ②372園(累計) | B | ①園内研修の実施に向けた施設長研修を、園内研修リーダー育成研修と同時に開催した。保育士と施設長が同じ内容を共有することで、実践につながりやすいようにした。(令和元年度までは25園、令和2年度は中止、令和3年度は35園) ②園内研修・研究サポーターを新設園等43園に派遣しました。(令和元年度までは278園、令和2年度は51園、令和3年度は43園) | 15,250千円 | B | ・園内で語り合いの風土の構築が必要であることを実感し、今後の園運営に活かしたいという感想があった。 ・コロナ休園により、保育の中での迷いや人員配置の悩み、施設長としてさまざまな判断を迫られるなど、困難なことが多かったが、サポーターに共感してもらったり、励まされたりされたことで、安心につながったという意見があった。 (研修実施後及びサポーター派遣後のアンケートより) | 推進 | 保育・教育支援課 |
| 4 | 1 | 食育研修会の実施 | - | (実施) | (推進) | - | (実施) | B | 令和3年度は、第4次食育推進基本計画に基づいた保育・教育施設等の食育のあり方や「新たな日常」に対応した食育推進、保護者との連携やアプローチの手法をテーマに講演形式の研修を実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のためYouTube横浜市公式チャンネルにて動画配信した。(申込者数384人・延べ視聴回数2,199回) | 91,105千円の一部 | B | 「コロナ禍の新しい生活に合わせた食育とはどう計画していけば良いか、私たちが一番悩んでいる課題に答えてくれる研修内容だった。時代に合わせて新しい取り組みにも挑戦してみようと感じた。」「第4次食育推進基本計画について解説が分かりやすく、保育園で行える具体的な例や参考文献も示して頂いた事がよかった。」という声があった。 (研修実施後のアンケートより) | 推進 | 保育・教育支援課 |
| 5 | 1 | 保育・教育施設に対する巡回訪問 | 巡回施設率 | 18%(累計) | 100%(累計) | - | 73.1%(累計) | B | ・R3年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、巡回訪問が可能な時期は、約5か月間であった。巡回訪問を控えていた時期に、施設へ向けて重大事故防止と保育の質の確保・向上に関する情報を掲載した通信を7回発行し、事故が発生した施設から報告された内容や全国で発生した重大事故を反映させた。また、訪問で知り得た各園の工夫を「巡回訪問トピックス」として2回発行した。 ・R3年度の巡回訪問実績は、73.1%となっており、R6年度までには巡回率100%が達成できる見込みである。 | 24,484千円 | B | 【施設から】 (巡回訪問について) ・訪問員が訪問をして、実際に施設の様子を見ながら重大事故防止のために助言をしたり、保育現場の状況を丁寧にヒアリングしてくれた。 ・相談ができてよかった。 ・他の施設の事例が参考になった。 (巡回訪問通信、トピックスについて) ・通信の掲示や園内で活用している。 ・園内研修等に活用し、とても役立っている。 | 推進 | 保育・教育運営課 |
| 6 | 1 | 組織マネジメント等講習の実施 | 受講施設数 | 165施設/年 | 200施設/年 | - | 315施設/年 | A | ・基礎編については、新型コロナウイルス感染予防対策及び受講者の利便性向上のため、講義は申込者への限定公開として動画配信。講義受講後のグループワークは、選択制でオンライン又は人数制限をした会場開催とした。 ・令和3年度より新たに実施したスキルアップ編については、より実践的な内容とするため、ロールプレイを取り入れた会場でのグループワークを中心とした講習内容とし、施設長間で意見交換をする中で、学びを深める機会作りをした。 | 5,187千円 | A | 【基礎編】「自分の都合のつく時間帯に視聴ができ良かった」「繰り返し視聴でき学びが深まった」「他の園長と話して刺激をもらえたり、悩みも共有できた」等の感想が寄せられた。 【スキルアップ編】「実践につなげていきたい」「他園の状況が伺えて参考になった」「主体的に学べて身に付いた感があった」等の感想が寄せられた。 (講習実施後のアンケートより) | 推進 | 保育・教育支援課 |
| 7 | 1 | 保育・教育施設等に対する運営指導の実施 | - | (実施) | (推進) | - | (実施) | B | 保育・教育施設、認可外保育施設等に対し、立入調査や文書指導等による運営指導を実施。 | - | B | 児童の安全や保育・幼児教育の質の確保・向上につながっていると考えられる。 | 推進 | 保育・教育運営課 |
| 8 | 1 | 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続 | 接続期カリキュラム実施率 | 66.6% | 89.6% | - | 39.8% | C | ・当該実績については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けたため、大きく下がりました。 ・令和3年度当初から、子ども同士の間接的な交流など、新しい形について発信しており、子ども同士の間接的な交流活動を推進した。 ・円滑な接続についての研修についても、コロナ禍のため予定していた集合型の研修はオンラインによる実施、または動画配信での実施とし、研修受講の機会を確保した。 ・「接続期カリキュラム実践事例集第8集」を刊行し、「よこはま☆保育・教育宣言」について、具体の事例を通して伝えるようにした。 | 27,761千円の一部 | B | ・コロナ禍の為、園児と児童の直接の交流はできなかったが、手紙(ドキュメンテーション)などのやりとりを行い、小学校への期待を膨らますことができた。 ・コロナ禍の状況の中、より緩やかな小学校への入口としてスタートカリキュラムを考えた。 ・安心して小学校生活をスタートできた児童が多かった。(令和3年度幼児小連携・接続に関する調査報告書より) ・園での経験を活かすことで、「自分たちでできる！」という気持ちがより高まり、自分の思いや願いの達成に向けて、いきいきと話し合ったり、主体的に人とかかわり、問題解決をしようとする姿が見られた。新型コロナウイルス感染症の流行により、園の職員と合同で研修をもつことが難しかった。子どもの育ちと学びをより一層つなげるようにするために、研修の機会をどのように確保するかを考えたい。 (令和2年度区教育交流事業活動報告、推進地区事業活動報告より) | 推進 | 保育・教育支援課 |
| 9 | 1 | ☆ 保育・幼児教育の場の確保 | ①利用定員(1号) ②利用定員(2・3号) | ①52,038人 【令和元年度】 ②75,575人 【平成31年4月】 | ①33,819人 ②82,553人 | ①43,248人 【R4年度】 ②81,630人 【R4年4月】 | ①46,509人 【R4年度】 ②82,234人 【R4年4月】 | B | <受入枠拡大の取組>既存施設での定員拡大:171人、認可保育所整備:575人、横浜保育室の認可移行支援:83人、認定こども園:220人、小規模保育事業:163人、私立幼稚園等預かり保育の充実:171人、企業主導型保育事業:102人、合計1,485人 | 6,958,270千円 | B | ・既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、必要な保育所等を整備してほしいという意見や、より一層、保育・教育の「質」の確保にも取り組んでほしいという意見が出ている。 ・保育所整備の結果、利用することができた方から感謝の声が寄せられる一方で、利用できなかった方からは保育所整備を進めてほしい旨の要望が寄せられた。 | 推進 | 保育対策課 |
| 10 | 1 | ☆ 延長保育事業 | 利用者数(夕延長)(月) | 6,069人/月 | 8,310人/月 | 7,190人/月 | 【民間】3,187人/月 【市立】605人/月 合計:3,792人/月 | B | 認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対象とした延長保育を実施している。 3年度の利用者数も新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度(民間4,736人、市立853人、合計5,589人)と比べて減少している。これは、保護者の働き方の変化や、感染拡大防止のための必要な範囲での保育所等の利用が影響していると考えられる。一方で、2年度(民間2,933人、市立536人、合計3,469人)と比較すると、利用者数は回復傾向にある。 | 【民間】5,871,968千円 【市立】15,172千円 | A | 【利用者から】 ・延長保育があるおかげで、安心して仕事をする事ができている。 【事業者から】 ・保護者の多様な就業形態へ対応するため、今後も実施する必要があると考えている。 | 推進 | 保育・教育運営課 |

| No. | 施策 確保 方策 | 事業・取組名 | 想定事業量 | 計画策定時 (平成30年度) | R6年度 | R3年度 ※確保方策に☆ | R3年度実績 (R4年3月末時点) | R3年度 進捗状況 | R3年度 の取組 | R3年度予算額 (千円) | 有効性 | 利用者・実施事業者の意見・評価 | 今後の展開 | 所管課 |
|-----|----------------|--------|-----------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|---|--|--|-----|---|-------|----------|
| 11 | 1 | ☆ | 幼稚園での預かり保育 | ①延べ利用者数(1号) ②延べ利用者数(2号) | ①287,210人/年 ②1,251,768人/年 | ①288,227人/年 ②1,415,580人/年 | ①287,717人/年 ②1,333,674人/年 | ①135,292人/年 ②1,562,340人/年 | B ①について ・保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応するため、市と県合わせて186(仮・県の実施園数は集計中)園で一時的預かり保育を実施。 ②について ・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする長時間の預かり保育について、R3年度は新たに6園を認定した。令和4年3月末時点では市内の幼稚園・認定こども園286園中204園で実施。 ・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年3回開催し、延べ266名が参加した。 | 【預かり保育事業】 3,815,848千円 【一時預かり事業】 217,768千円 | A | 【利用者から】 ・利用条件がそれほど厳しくないで、短時間の仕事でも利用可能で助かっている。 ・長時間の預かり保育だが、子どもたちが楽しそうに過ごしており、園で過ごし方の工夫をされていることが嬉しい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・年々利用者が増えており、それに対応する教員の確保と職員配置が難しい。 | 推進 | 保育・教育運営課 |
| 12 | 1 | | 保育士宿舍借上支援事業 | 助成戸数 | 2,502戸/年 | 5,600戸/年 | - | 4,047戸/年 | B ・367法人4,047戸が利用。 ・令和3年度から、国の制度では補助対象者が採用9年目までとなったが、横浜市では令和2年度と同様に採用10年目までを補助対象とした。 ・養成校学生向けのガイダンスや、民間企業と連携して実施する就職セミナー等において、本事業の周知を図ったことで、前年度(3,700戸)を上回る戸数となった。 | 2,343,979千円 | A | ・本事業の対象である全施設のうち80%が利用している。特に認可保育所では対象施設のうち86%が利用しており、事業者のニーズが高い。 ・また、本事業を利用することを前提に就職活動を行う保育士等もいるため、事業者・保育士双方から事業の継続を望む声が多く寄せられている。 | 推進 | 保育対策課 |
| 13 | 1 | | 就職面接会及び保育所見学会事業 | 参加者数 | 916人/年 | 1,130人/年 | - | 871人/年 | B ・新型コロナウイルスの影響を踏まえ、オンライン相談会の開催回数を増やすなど、開催手法を工夫したことで、前年度(827人)を上回る実績となった。 | 12,124千円 | B | ・面接会の参加者からは、効率的に園の情報を把握することができ、就職活動に役立ったという声が寄せられている。 ・事業者からは、面接会に参加した方を採用することができ、大変助かったという声が届いている。 ・一方で参加者数の伸び悩みがあり、引き続きPR等の参加者増加への取組みを要する。 ・見学会については、新型コロナウイルスの影響で、開催回数が減ってしまったものの、オンラインで実施したことにより、参加者からは「コロナ禍において、移動による感染のリスクを負わずに、保育所の雰囲気を知ることができ、有意義な時間になった」という声が寄せられている。 | 推進 | 保育対策課 |
| 14 | 1 | | 保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援 | コンサルタント派遣件数 | 24施設/年 | 30施設/年 | - | 25施設/年 | B ・25法人25施設に対して訪問実施 ・各区や他課と連携し、支援が必要と思われる施設に対して利用勧奨を積極的に行ったことで、実施施設が増加した。 | 1,900千円 | B | コンサルタント派遣事業の利用施設(過去3年分)にアンケート調査をしたところ、「期待を上回る効果があった」と「ほぼ期待どおりであった」という評価が合計で7割以上を占めていた。 | 推進 | 保育対策課 |
| 15 | 1 | ☆ | 保育所等での一時保育 | 延べ利用者数 | 139,627人/年 | 159,206人/年 | 153,348人/年 | 【民間】 82,362人 【市立】 4,826人 【横浜保育室】 717人 合計 87,905人 | B ・民間444か所、市立40か所、横浜保育室22か所:計506か所で一時保育を実施した。 ・コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和元年度の一時保育利用者数と比較して、令和3年度は28%減となったが、令和2年度実績(80,253人)より増加している。 ・待機児童対策により、各施設において入所枠を拡大している。そのため、保育室の広さや保育士確保の面から、一時保育で活用できる枠を設けることが難しい状況となっており、実績が目標値を下回っている。 | 【民間】 824,077千円 【市立】 122,350千円 【横浜保育室】 3,663千円 | B | 【利用者から】 ・希望の利用日に利用できない。 【事業者から】 ・一時保育の受け入れ枠を固定枠として設けておらず、入所児童の状況により受け入れ枠数が変動するため、安定的に受け入れ枠を確保できていない。 ・毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保が難しい。 引き続き就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため推進していく必要がある。 | 推進 | 保育・教育運営課 |
| 16 | 1 | ☆ | 休日一時保育 | 延べ利用人数 | 2,230人/年 | 2,534人/年 | 2,411人/年 | 401人/年 | D 日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日の一時保育を実施した。令和3年度は令和2年度から1施設減少し、8か所での実施となった。 コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和元年度の利用者数と比較して、令和2年度は6割減、令和3年度は7割減となった。 | 29,443千円 | B | 【利用者から】 ・施設のある地域にばらつきがあるので利用しづらい。 ・休日に仕事があるため保育の利用をしている。 【事業者から】 ・保育士確保が難しい。 引き続き休日の就業や保護者の傷病、冠婚葬祭に伴う保育に対応する必要がある。 | 推進 | 保育・教育運営課 |
| 17 | 1 | ☆ | 24時間型緊急一時保育 | 延べ利用者数 | 1,280人/年 | 1,558人/年 | 1,331人/年 | 1,184人/年 | B ・あおぞら保育園(神奈川区六角橋)、港南はるかぜ保育園(港南区日野)の2園で、夜間・宿泊も含め24時間、365日、緊急に保育を必要とする就学前児童に対し、一時保育を実施した。 ・コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和元年度の利用者数と比較して、令和3年度は1割減となったが、令和2年度実績(875人)より増加している。 | 49,781千円 | B | 【利用者から】 ・休日や夜間に預けることのできる場所のため、利用をしている。 休日・夜間を含めた子育てのセーフティーネットとして役割を果たしているため、引き続き事業を推進していく。 | 推進 | 保育・教育運営課 |

| No. | 施策 確保 方策 | 事業・取組名 | 想定事業量 | 計画策定時 (平成30年度) | R6年度 | R3年度 ※確保方策に☆ | R3年度実績 (R4年3月末時点) | R3年度 進捗状況 | R3年度 の取組 | R3年度予算額 (千円) | 有効性 | 利用者・実施事業者の意見・評価 | 今後の展開 | 所管課 |
|-----|----------------|----------------------------|---------------|-------------------|------------|-----------------|----------------------|--------------|--|---|-----|--|-------|----------------------------------|
| 19 | 1 ☆ | 乳幼児一時預かり事業 | 延べ利用者数 | 88,124人/年 | 151,721人/年 | 115,851人/年 | 69,025人/年 | B | 令和3年度は29施設で事業を実施したが、新型コロナウイルスの影響により、利用率は前年比2%増の45%に留まっているものの、前年度(56,423人)より増加している。 また、新たに新規事業者を選定し、令和4年4月に5施設(計34施設)が開所することになった。 さらに、予約の取りづらさ等の解消を目的に、予約システムの開発に取り組み、令和3年度末に稼働開始となった。 | 432,252千円 | A | 【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあつたが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていたので、たくさんのママたちを知ってもらいたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかつた保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。 | 推進 | 保育・教育運営課 |
| 20 | 1 ☆ | 横浜子育てサポートシステム事業 | 延べ利用者数 | 59,401人/年 | 74,898人/年 | 67,149人/年 | 45,114人/年 | B | ・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症流行下において、昨年度と同様に引き続き活動自粛する会員はいるものの、感染対策をしながら利用する会員が増えたため、利用者数が昨年度(36,896人)より増加した。 ・利用希望件数に対するコーディネート率は95%となっており、ニーズにほぼ応えることができています。 | 218,905千円 | B | 【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 ・自分の子育てが落ち着いたら、提供会員として活動してみたい。 ・提供会員としての活動が生きがいとなっている。 【事業者から】 ・単に預かりの条件(日時等)が合う会員同士をマッチングするのではなく、ご家庭の事情、預かる児童の発達特性等も踏まえたコーディネートに努めている。 ・預かりのコーディネートだけでなく「会員から預かりに関する相談を受ける中で、預かり以外の子育て支援のニーズがある場合は、必要に応じて支援を紹介する」ということも意識するようになっている。 ・コロナ禍であっても活動してくださる地域の方がいることを心強く思う。 | 推進 | 地域子育て支援課 |
| 21 | 1 ☆ | 保育・教育コンシェルジュ事業 | 実施か所数 | 18か所 | 18か所 | 18か所 | 18か所 | B | 18区に計40名配置している。 区役所での窓口相談に加え、関連施設に向いた情報収集、連携や出張相談などの取組を行った。 (相談受付件数:延べ34,926件) | 140,252千円 | A | 様々な預け先について寄り添って相談に乗ってもらい、一番適している預け先を選べたという声が届いている。 また、「国からも保護者への「寄り添う支援」の重要性が示され、各自治体の取組が求められている。 | 推進 | 保育対策課 |
| 22 | 1 | 障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備 | - | (実施) | (推進) | - | (実施) | B | ・障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 ・障害のある子どもへの理解と適切な保育環境づくりに向け、保育者等の専門性の向上を図るため、障害児保育の研修に加え、発達障害児保育に特化した研修を行った。医療的ケア児の研修を行い成長発達に合わせた支援の知識・理解を深められるようにした。 ・令和3年度は、保育所等での受入れ支援体制を検討するため、庁内で保育所等における医療的ケア検討プロジェクトを立ち上げ、課題の整理や次年度以降の取組内容を検討した。 | ●民間園への補助 4,631,153千円 ●市立園への加配 1,206,792千円 ●研修の実施 1,000千円 | B | ・各園で発達障害児が増加傾向にあり、研修参加者からは「園全体でのスキルアップを図るための学びが多く、園の役割を再確認できた」「改めて障害児保育の難しさを感じた。学んだことを活かし、焦らずすすめようと思った。」との声が聞かれた。 ・また、医療的ケアについては、「ハードルが高いと思っていたが特別なことではないことが分かった、安心できる環境を整えていきたい」等の声が上がっていた。 (研修実施後のアンケートより) | 推進 | 保育・教育運営課 保育・教育支援課 障害児福祉保健課 |
| 23 | 1 | 食物アレルギーへの適切な理解の推進 | 食物アレルギー研修実施回数 | 4回/年 | 4回/年 | - | 3回/年 | B | 園における食物アレルギー児への対応について、「アレルギー対応ガイドライン」や「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、誤食事故防止や事故発生時の対応の研修を行った。 (オンライン研修2回、YouTube横浜市公式チャンネルによる研修1回の計3回実施し、前年度(2回)を上回った。) | 91,105千円の一部 | B | 「食物アレルギー対応の新しい知識やエビデンについて知ることができた。」「命を預かっていることを第一に提供する際日頃から保護者、職員が情報共有する大切さのダブルチェックの徹底などあらため確認していきたい」という声があつた。 (研修実施後のアンケートより) | 推進 | 保育・教育支援課 |

令和5年4月入所に向けた保育の必要性の認定基準の一部改正について

1 趣旨

保育所等を利用する場合や幼稚園等で実施する預かり保育を利用し無償化給付を受ける場合には、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定（以下、「給付認定」という。）を受ける必要があります。

このたび、妊娠期から子育て期の保護者支援を充実させる観点から、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準第1条に規定する「保育の必要性の認定基準」のうち、出産及び育児休業中の利用継続に関連した事由について、一部改正の検討を行いましたので、ご意見をいただきたいと思います。

【改正の概要】

- (1) 産前産後認定における認定期間の始期の見直し
- (2) 多胎児の育児休業中の利用継続の場合の保育必要量の見直し
- (3) 地域型保育事業等の卒園児が、他の施設に進級後に育児休業中の利用継続を希望する場合の対象施設の拡充

2 産前産後認定における認定期間の始期の見直し

(1) 見直しの考え方

現在、産前産後認定の有効期間は、出産又は出産予定日の前後8週間としています。このたび、妊娠期の子育て世帯の支援を充実させる観点から、認定期間の始期「出産予定日の前8週」の規定を撤廃し、妊娠判明後に保護者の希望する日から給付認定を開始します。これにより、現在の規定では産前産後認定の対象とならなかった妊娠初期の体調不良などの場合にも認定を受けることが可能となります。

対象：保育所等入所児童、保育所等利用申請児童、幼稚園等預かり保育・認可外保育施設利用児童

(2) 改正案

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準 別表1「保育の必要性の認定基準」

保育の必要性の事由の定義

下線部分が改正箇所

| 保育の必要性の認定基準 | 現行 | 改正（案） |
|---------------------------|---|--|
| 2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 | <p>(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。（多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。）</p> <p>(2) 出産は妊娠85日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。</p> | <p>(1) <u>保護者が妊娠中であるもの。</u></p> <p>(2) <u>保護者が出産又は出産予定日の後8週間の期間にあるもの。</u></p> <p>(3) <u>省略</u></p> |

3 多胎児の育児休業中の利用継続の場合の保育必要量の見直し

(1) 見直しの考え方

現在は、育児休業中に保育所等を利用継続している場合の保育必要量は、多胎児か否かに関わらず、保育短時間（1日8時間まで）としています。多胎児を育てる家庭の精神的・身体的な負担を軽減するため、多胎児の育児休業中の利用継続の場合は、保育標準時間を選択することを可能とし、多胎児を育てる家庭の育児を支援します。

対象：保育所等入所児童

(2) 改正案

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準 別表1「保育の必要性の認定基準」

保育標準時間・保育短時間の区分

下線部分が改正箇所

| 保育の必要性の認定基準 | 現行 | 改正（案） |
|--|--------------|--|
| 9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要と認められること。 | 保育短時間の区分とする。 | 保育短時間の区分とする。 <u>ただし、育児休業に係る子どもが多胎児の場合は、保護者の申請により、保育標準時間の区分とすることができる。</u> |

4 地域型保育事業等の卒園児が、他の施設に進級後に育児休業中の利用継続を希望する場合の対象施設の拡充

(1) 見直しの考え方

現在は、地域型保育事業等の卒園児が連携施設に進級する場合に限定して育児休業中の利用継続を認めています。

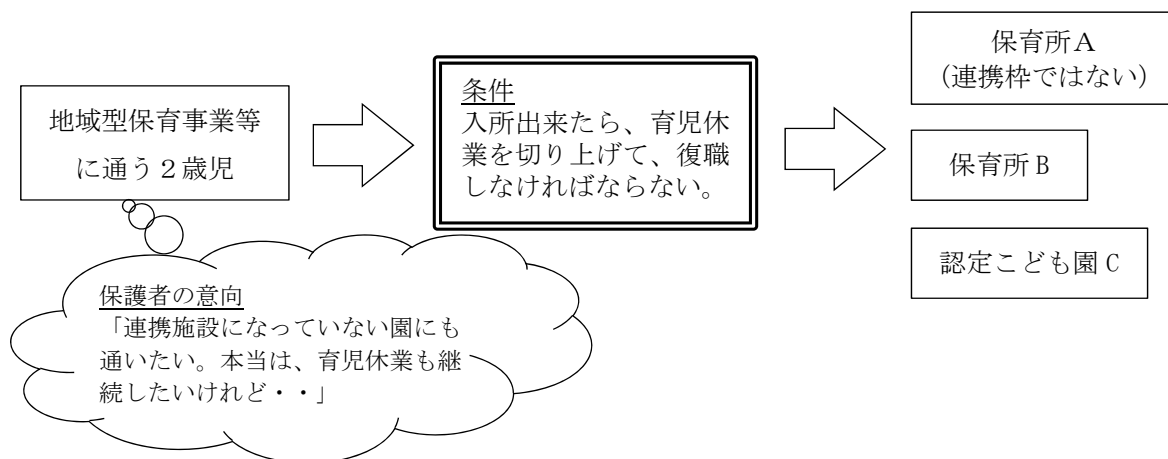
【これまでの進級パターン】

※前提条件：保護者のいずれかが、卒園児のきょうだい児の育児休業中であるとき

①連携施設になっている保育所等に進級する場合は、育児休業を継続することが可能である。

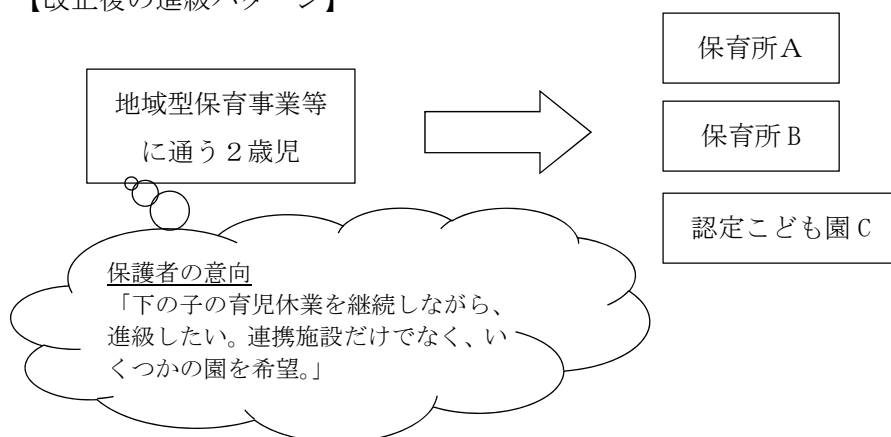


②翌年度4月入所一次利用調整に申請し、保育所等に進級する場合は、育児休業を切り上げて、復職する必要がある。



令和3年度末に届いた市民からの広聴をきっかけに検討をすすめた結果、妊娠・出産を希望する方がその時期を保育所等の利用状況に影響されないことが望ましいと考えられるため、**地域型保育事業等の卒園児が、他の施設に進級する際に育児休業中の利用継続が必要であると認められる場合は、対象施設を限定しないこととします。**

【改正後の進級パターン】



対象：地域型保育事業・認可乳児保育所・横浜保育室の卒園児童

(2) 改正案

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準 別表1「保育の必要性の認定基準」

保育の必要性の事由の定義

下線部分が改正箇所

| 保育の必要性の認定基準 | 現行 | 改正(案) |
|-------------------------------|---|------------|
| 10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。 | (1) 別居の親族を常時介護又は監護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 | (1) (2) 省略 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>(新設)</p> <p>(3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。</p> | <p><u>(3) 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが地域型保育事業、認可乳児保育所又は横浜保育室の卒園児であり、進級時に特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められるもの。</u></p> <p>(4) 省略</p> |
|--|---|--|

5 適用時期

令和5年4月分の利用申請（利用継続含む）及び給付認定申請（変更含む）から適用します。

6 参考資料

横浜市給付認定及び利用調整に関する基準 別表1 「保育の必要性の認定基準」

別表1 「保育の必要性の認定基準」

| 保育の必要性の認定基準 | 保育の必要性の事由の定義 | 保育標準時間・保育短時間の区分 |
|---|---|--|
| 1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。 | <p>(1) 保護者が居宅外で原則として月 64 時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。(利用開始後、1 か月以内に就労するもの。)</p> <p>(2) 保護者が居宅内で原則として月 64 時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)</p> | <p>ア 月 120 時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月 64 時間以上労働する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。</p> |
| 2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 | <p>(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後 8 週間の期間とする。)</p> <p>(2) 出産は妊娠 85 日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。</p> | <p>保育標準時間の区分とする。</p> |
| 3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 | <p>(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として 1 か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。</p> <p>(2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1 級から 4 級に判定されたもの。</p> <p>(4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 保護者が (2) ～ (4) の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。</p> | <p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p> |
| 4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。 | <p>(1) 親族が治療等に原則として 1 か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。</p> <p>(2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け 1 級から 3 級に判定されたもの。</p> <p>(4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 親族が (2) ～ (4) の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。</p> <p>(6) 常時介護とは、病院等で原則として月 64 時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月 64 時間以上付添をしているものを含む。</p> | <p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p> |
| 5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 | <p>(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。</p> | <p>保育標準時間の区分とする。</p> |
| 6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 | <p>(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。 ただし、3 か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。</p> | <p>保育短時間の区分とする。</p> |
| 7 保護者が、就学することを常態とすること。 | <p>(1) 保護者が原則として月 64 時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1</p> | <p>ア 月 120 時間以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月 64 時間以上就学する場合</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。</p> <p>イ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。</p> | <p>は保育短時間の区分とする。</p> <p>ただし、アに該当する場合は除く。</p> |
| 8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。 | <p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。（(1) に該当する場合を除く。）</p> | <p>保育標準時間の区分とする。</p> |
| 9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。 | <p>(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組）</p> <p>(2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。</p> | <p>保育短時間の区分とする。</p> |
| 10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。 | <p>(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。</p> <p>(2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。</p> <p>(3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。</p> | <p>福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p> |